

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）
実施の手引き」及び「都道府県プラットフォーム
構築の手引き」について

計8枚（本紙を除く）

Vol.1387

令和7年6月3日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 3 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）実施の手引き」及び
「都道府県プラットフォーム構築の手引き」について（周知）

平素より厚生労働行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域住民や産業との関わりの中で成立するものであり、商業・交通・教育・農業・地域づくり等、高齢者の日常と深く関わる多様な分野の多様な主体の参画による「選択肢の拡大」が重要です。「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和 5 年 12 月）においても、「地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充」として、

- ・ 市町村は、地域の多様な主体が、自己の本来的な活動と総合事業とを一体として採算性・運営の継続性等を確保することのできる事業をデザインするなど戦略的な対応
- ・ 民間企業などの地域の多様な主体は、市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとなる生活支援コーディネーター等との接点も少ない。このため、国や都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、総合事業と民間企業などの地域の多様な主体との接続を促進すること

が必要であるとされているところです。

このことを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業「高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業」及び「地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業」（いずれも実施主体は株式会社日本総合研究所）において、「多様な主体による総合事業（サービス・活動 A 等）実施の手引き」及び「都道府県プラットフォーム構築の手引き」が作成され、下記のとおり株式会社日本総合研究所の web サイトにおいて公表されたところです。

各都道府県及び市区町村におかれましては、地域の実情を踏まえた多様な主体の参画による総合事業の充実や生活支援体制の構築にあたり、これらの手引きをご活用いただきながら、庁内の各分野の所管部署や地域の多様な主体と連携の上で取組を進めていただきますようお願いいたします。

記

○株式会社日本総合研究所 web サイト

https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/R6_rouken/

- ・ 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大に関する調査研究事業
⇒「高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大のための多様な主体による総合事業実施の手引き」 ※別添 1 参照

(https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_63_2.pdf)

※ 上記手引きのほか、同事業の報告書には労働者協同組合や農村型地域運営組織（農村 RMO）、社会福祉法人の事例も掲載されています。

- ・ 地域の多様な主体が介護予防・日常生活支援総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築に資する調査研究事業
⇒「高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き」 ※別添 2 参照

(https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/2504_mhlwkrouken_report_64_2.pdf)

（参考 1）

上記 web サイトには、同事業で作成した好事例の紹介動画や、多様な分野の委員によるパネルディスカッション動画についても掲載されていますので、ぜひご覧ください。

（参考 2）

市町村において地域住民と地域の多様な主体との連携の推進をはかる観点から、令和 6 年度より「住民参画・官民連携推進事業」が実施可能となっています。 ※別添 3 参照

（参考 3）

都道府県プラットフォームの構築にあたっては、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の活用が可能となっています。

また、国（厚生労働省）において、多様な分野の全国規模の関係団体等が地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤である全国版のプラットフォーム（生活支援共創プラットフォーム）の構築も進めています。現在、第 1 回オンラインシンポジウム動画を配信しておりますので、以下 URL からご参照ください。 ※別添 4 参照

https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係
電 話：03-5253-1111（内線 3986）

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域住民や産業との関わりの中で成立するものであり、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、**市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。**
- 地域のデザイン・総合事業の充実にあたっては、地域のつながりの中で、医療・介護の専門職が関わり合いながら、高齢者の日常と関わる**多様な分野の多様な主体の参画による「選択肢」の拡大**という観点が重要。
- 本手引きでは、**多様な主体の参画により総合事業（サービス・活動A等）を実施する際のプロセスや類型の例等**を整理。

- ・総合事業（サービス・活動A）の本来の目的や意義を再確認したい！
- ・総合事業の検討の進め方、多様な主体との関わり方を知りたい！
- ・具体的な総合事業（サービス・活動A）のパターンや事例を知りたい！

※市町村の介護・福祉部局のご担当者様や地域の多様な主体のみなさまが、多様な主体による総合事業（主にサービス・活動A）の実施を検討する際に活用することを想定

総合事業（サービス・活動A）の 活用のパターンを類型化

図4 総合事業「サービス」活動人の役割の分化、まとまり				
サービス の分野	日常生活の支援サービス			専門的介入サービス
No.	①-1	①-2	①-3	②
サービス の名称	生活援助のために サービス→活動人実施	地域活性化のために サービス→活動人実施	緊急事態に立ちのぼるために サービス→活動人実施	専門的介入サービスでの サービス→活動人実施
モロロの 特徴	①-1 生活、社会参加などの サービス→活動人実施 →個別のニーズに合わせた サービスに特化した。個別化 が求められる。	①-2 地域性、人権の観点から 必ず、高年齢者などにも 利用できるようにする →高年齢者 →地域に事業展開を強く 求める。	①-3 サービス→活動人実施で 応急処置などに対応する →「新しいサービス」の 活用により、地域のニーズを 見出す。	② 一般の専門的サービスの サービス→活動人実施 →専門的介入により 生活支援を行う。
自治体・福祉 サービスの メリット	様々な生活課題のサービス のことで、生活に必要と するサービスに柔軟に対応 ができる。			一般の専門的サービス、 専門的介入サービス のサービスを受けることが できる。
活動 イメージ	図4-1 日常生活支援サービスの 活動、買い物、移動支援 サービス			図4-2 専門的介入サービスの 活動、買い物、移動 支援サービス
向上 イメージ	サービス の 提供			サービス の 提供

各モデルの詳細説明と 関連する事例の整理

[illegible]

なぜ多様な主体の参画が必要なの？
それによってどんな効果があるの？

第1章 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大

- 1.総合事業の充実に向けた基本的な考え方
- 2.多様な主体の参画と地域全体のマネジメント

多様な主体によるサービス・活動を構築するためには、 何からはじめたらいいの？

第2章 総合事業（サービス・活動A等）の実施プロセス

- ## 1. 総合事業（サービス・活動A等）の実施・検討プロセス

具体的には、どんなサービスが考えられるの？

第3章 総合事業（サービス・活動A）の事例の類型化と紹介

- 1.総合事業（サービス・活動A）の活用の類型化 まとめ
- 2.モデル①-1 日常生活の支援サービス
～市場拡大のためにサービス・活動A実施～
- 3.モデル①-2 日常生活の支援
～地域活性化のためにサービス・活動A実施～
- 4.モデル①-3 日常生活の支援サービス
～新規事業立ち上げのためにサービス・活動A実施～
- 5.モデル② 専門職介入サービス
～専門職介入サービスでのサービス・活動A実施～

POINT

多様な主体の参画による
効果について記載

[illegible]

POINT

総合事業（サービス・活動A等）実施までの検討プロセスを整理

この図は、総合連携サービス（バス・送迎A）の業務連携プロセス（上）を示しています。プロセスは5つのステップで構成されています。

- 1 市町村**
 地域住民が必要とするサービスと、地域に不足しているサービスを把握
 ① 中核業務（地域住民サービス）
 ② 地域連携サービス（地域住民サービス）
 ③ 地域連携サービス（地域住民サービス）
 ④ 地域連携サービス（地域住民サービス）
 ⑤ 地域連携サービス（地域住民サービス）
- 2 多様な主体に開け**
 総合連携サービス（バス・送迎A）を実現して
 地域に不足するサービスを把握
 ① 地域に不足するサービスを把握
 ② 地域に不足するサービスを把握
 ③ 地域に不足するサービスを把握
 ④ 地域に不足するサービスを把握
 ⑤ 地域に不足するサービスを把握
- 3 サービス（送迎A）の基準や委託費等の話し合い**
 ① サービス（送迎A）の基準や委託費等の話し合い
 ② サービス（送迎A）の基準や委託費等の話し合い
 ③ サービス（送迎A）の基準や委託費等の話し合い
 ④ サービス（送迎A）の基準や委託費等の話し合い
 ⑤ サービス（送迎A）の基準や委託費等の話し合い
- 4 総合連携サービス（バス・送迎A）のサービス提供開始**
 ① 総合連携サービス（バス・送迎A）のサービス提供開始
 ② 総合連携サービス（バス・送迎A）のサービス提供開始
 ③ 総合連携サービス（バス・送迎A）のサービス提供開始
 ④ 総合連携サービス（バス・送迎A）のサービス提供開始
 ⑤ 総合連携サービス（バス・送迎A）のサービス提供開始
- 5 再度地域で不足しているサービスの洗い出し**
 ① 再度地域で不足しているサービスの洗い出し
 ② 再度地域で不足しているサービスの洗い出し
 ③ 再度地域で不足しているサービスの洗い出し
 ④ 再度地域で不足しているサービスの洗い出し
 ⑤ 再度地域で不足しているサービスの洗い出し

プロセスは、市町村から始まり、多様な主体に開け、サービス（送迎A）の基準や委託費等の話し合い、総合連携サービス（バス・送迎A）のサービス提供開始、そして再度地域で不足しているサービスの洗い出しという流れで進みます。

高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など**多様な主体との関わり**の中で成立するもの。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県に**高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創PF）**の構築を行い、多様な主体の参画・連携の機会を作ることが重要。
- 本手引きでは、都道府県レベルでの連携促進のため、**都道府県プラットフォームの構築ステップや想定される支援内容**等について整理。

こんな方向け

- ・市区町村における生活支援体制の整備のために都道府県からどんな支援ができるか知りたい！
- ・都道府県プラットフォームの構築のための道筋が知りたい！
- ・都道府県プラットフォーム構築のために具体的に何をしたら良いか知りたい！

⇒ **都道府県の担当者を中心に、市町村担当者、地域の多様な主体のみならず参照いただきたい内容を簡潔に整理！！**

POINT

都道府県プラットフォームで備えるのが望ましい代表的な情報や機能の整理

プラットフォームで扱う情報や機能の説明、関連する事例を掲載

手引きの内容

プラットフォームって何？ どうして必要なの？

第1章 都道府県プラットフォーム構築の意義と全体像

1. 地域共生社会を目指した多様な主体との連携
2. 都道府県プラットフォームの位置づけ
3. 都道府県プラットフォームと全国版プラットフォーム等との関係性
4. 都道府県プラットフォームの全体像

プラットフォームって、どうやって作ればいいの？

第2章 都道府県プラットフォームの構築ステップ

1. 都道府県プラットフォーム活用の事前準備
2. 都道府県プラットフォームを活用した地域課題の解決
3. 都道府県プラットフォームの発展

具体的には何が必要なの？

第3章 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能

1. 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能の一覧
 - ・自治体職員・SC等向け研修
 - ・多様な主体の取り組み事例集
 - ・多様な主体リスト
 - ・多様な主体との事業立ち上げガイドブック
 - ・市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援
 - ・市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催

POINT

プラットフォームの位置づけ・全体像を整理



POINT

プラットフォーム構築の進め方と必要な取組を整理



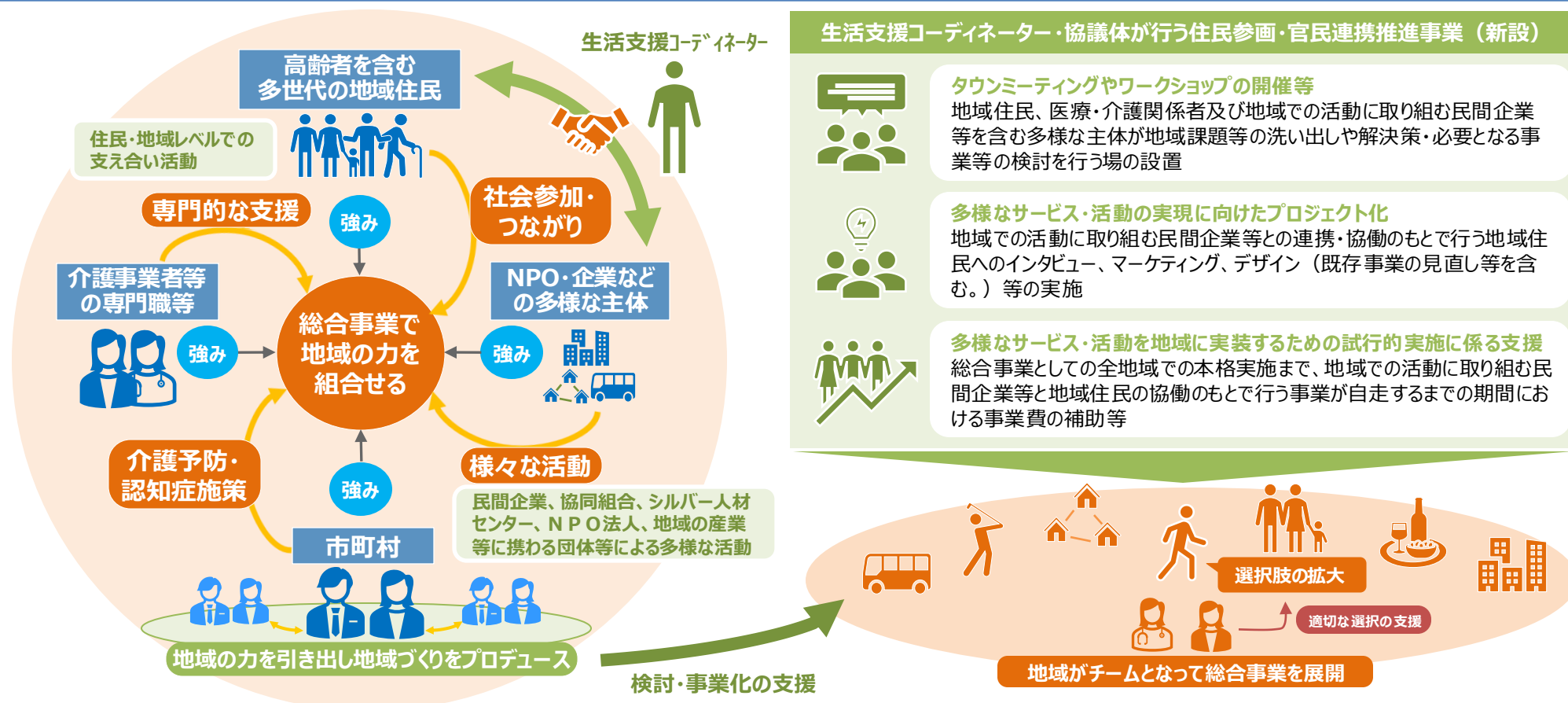
生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■ 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

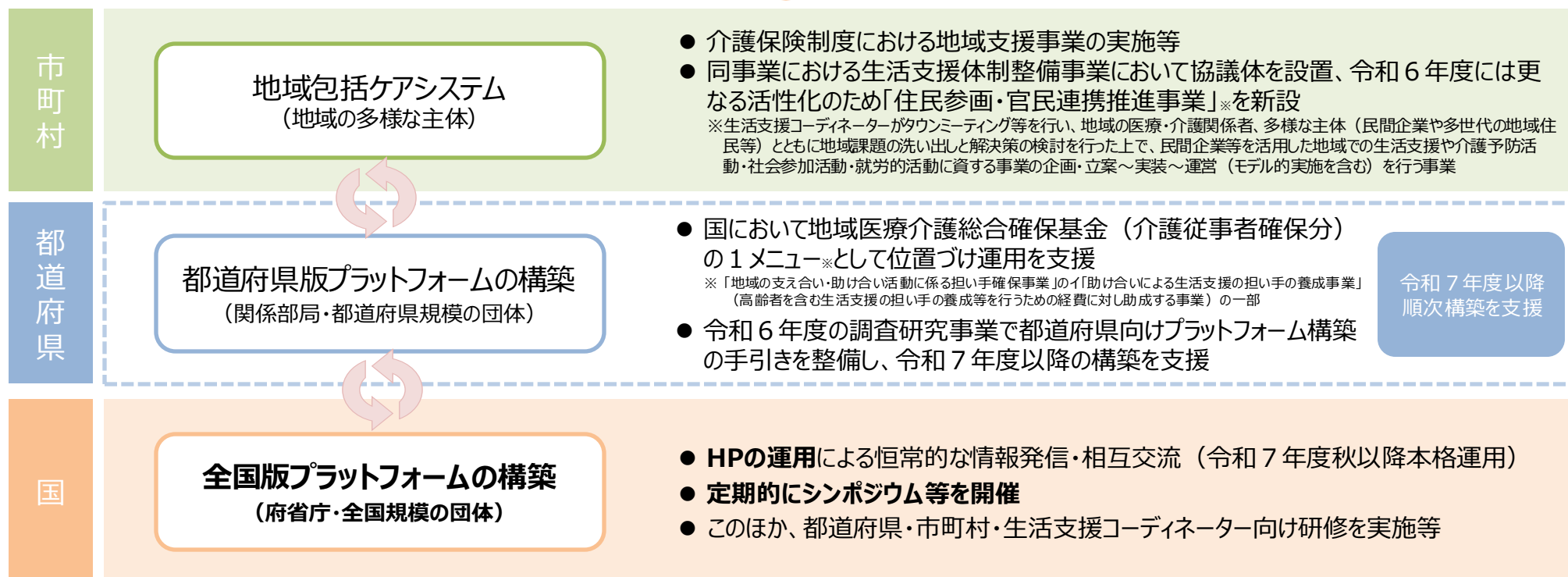
+ 住民参画・官民連携推進事業の実施
4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数

一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

生活支援共創プラットフォームの構築

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。
- 市町村が、高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県にプラットフォームを置き、地域共生社会の実現に寄与。



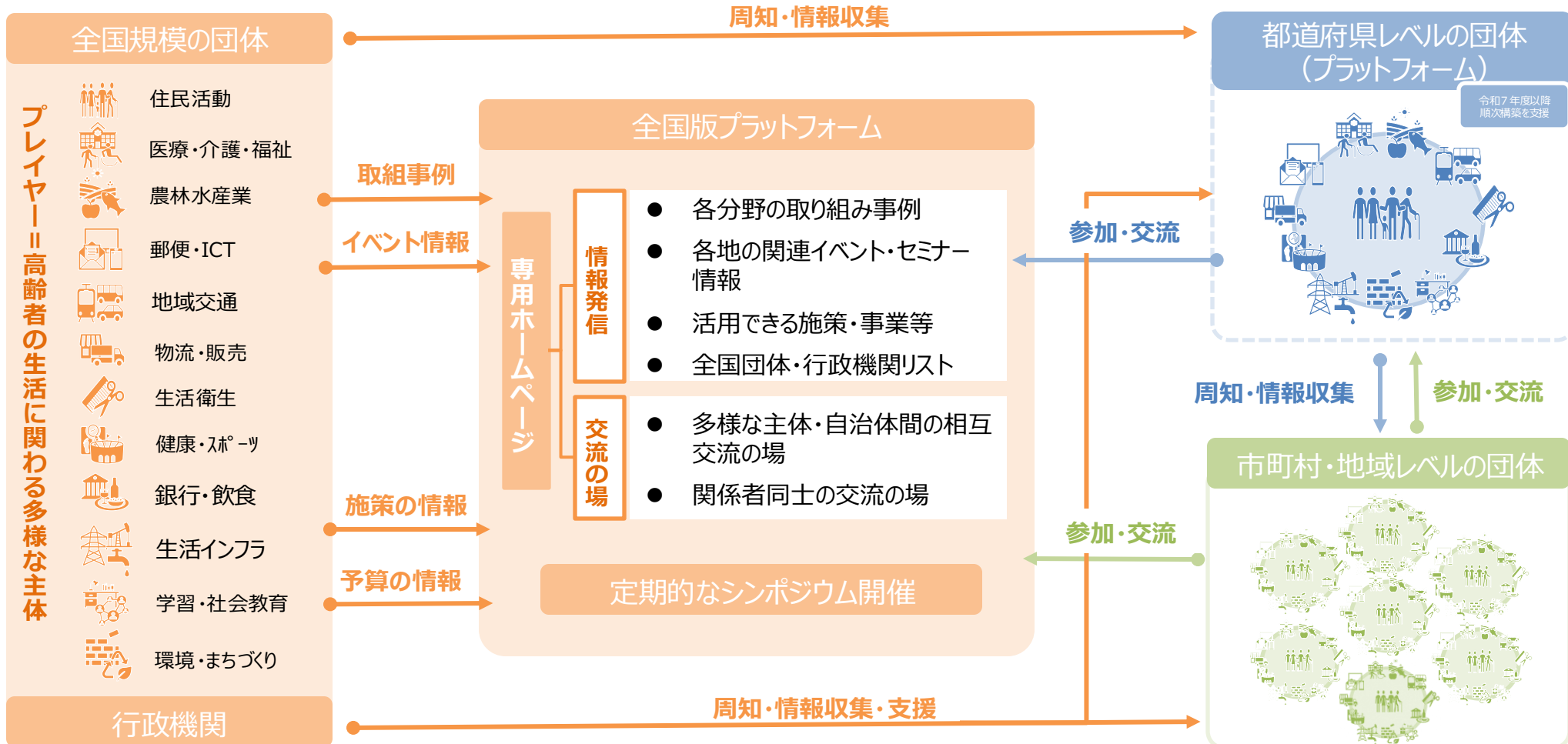
地域における多様な主体の共創の充実



掃除、洗濯、調理、買い物、見守り、移動（交通）、住まい、居場所、食事、健康、医療、介護、学び、文化・芸術、（多世代）交流
スポーツ・レクリエーション、まちづくり、ボランティア・地域活動、就労、後継者、防災・防犯、農地、環境保全

全国版プラットフォーム（イメージ）

- 全国版プラットフォームは、多様な分野の全国規模の関係団体等が、地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤として位置づける。
- 具体的には、専用ホームページやシンポジウムでの情報収集・情報発信や相互交流等を通じ、会員・加盟団体等による地域レベルでの取組の共創につなげることを目指す。



第1回オンラインシンポジウムと今後のスケジュール

- 国に置くプラットフォームのイメージを提示するとともに、官・民と住民による地域づくりの実践事例について周知し、令和7年度以降の取組を進めることの契機とする。
- 今回は、医療・介護のみならず他分野の領域で地域づくりに関わるより多くの関係者がこの取り組みを知る契機となるよう、オンラインアーカイブによる国のPFの第1弾のコンテンツとして開催し長期間視聴可能なものとする。次回シンポジウムは令和7年度（秋頃を目途）のHP本格運用とあわせて行う。

公開中（R7.3収録）

R7.4～

R7.秋頃

第1回オンラインシンポジウム

プラットフォームの構築について厚生労働省よりメッセージ

- プラットフォームの構築趣旨と今後の展開について

官・民・住民の共創による地域づくりの事例

多様な主体・行政による取組事例について地域づくりの専門家（東京都立大学 室田准教授）との対話形式で深掘り

- 兵庫ヤクルト販売株式会社
- 一般社団法人全国食支援活動協力会
- 東日本旅客鉄道株式会社・沿線まるごと株式会社
- 沖縄県地域包括ケア推進課

<シンポジウムの視聴はこちらから>

https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html



ホームページの構築

都道府県PFの構築支援

PFのプレイヤー参加の呼びかけ

事例の収集・分析・公表

伴走的な支援

関係団体・行政機関より
地域の関係者に視聴よびかけ

ホームページの本格運用の開始

第2回シンポジウムの開催